## 役員のリコールの手続きについて

- Q. 私どもの組合は20年余りの歴史を有しているのですが、現執行部は組合活動に情熱がなく、運営についても不公平、不明朗な点が多いように感じています。このままでは組合の発展はおろか、最近の経済情勢から取り残されるのではないかと危惧されます。現役員の任期は1年余もあることから、この際役員改選の請求を起こしたいと思います。これについての手続きについてお教え下さい。
- A. 少数組合員の権利として中協法第42条(役員の改選)では、役員の改選請求と 手続きについて定めています。まず役員改選の請求をする人は、改選の理由を記載 した書面に総組合員の5分の1 (これを下回る割合を定款で定めた場合にはその割 合)以上を連署(役員の改選請求書が書面の場合には、組合員が同一の書面に連続 して署名又は記名押印することとなり、同意書を束ねる方法は認められない)した ものを組合に提出することになっています。そしてこの請求は、理事全員又は監事 全員について同時にしなければなりませんが、法令、定款、規約、共済規程若しく は火災共済規程の違反を理由として改選を請求するときは、理事、監事それぞれ全 員でなくても、その一部の人達だけに対してでもよいことになっています。この役 員改選の請求があったときは、理事長は理事会に諮ったうえ、請求のあった日から 20日以内に臨時総会を開催しなくてはいけません。つまり改選の請求のあった日 から10日以内に総会の招集の手続きをする必要があります。もしこの手続きがな されなかった場合には、法はその請求をした人が行政庁の承認を得て自ら総会招集 の手続きができる旨を認めています。そして、この臨時総会の場で役員改選の是非 が問われるわけですが、これは通常の議決と同様に出席者の過半数の同意があると 役員は解任されます。ここで注意しなければならないのは、理事は改選請求に係わ る役員に対し、総会の日から7日前までに既出の改選の理由を記載した書面を送り、 総会において弁明する機会を与えねばなりません。これを怠ると罰則の規定が適用 されます。

もちろん役員改選の議案が否決されたときは当該役員は引き続いてその職務を従来通り行えます。これに不服がある場合、その旨を行政庁に申し出る別の途が開かれています(中協法第104条(不服の申出))。しかし役員改選請求については、組合員数が少ない組合の場合には極めて少数の組合員の意思で成立するので、みだりに行使すべきでないでしょう。